（別記）

令和５年度那珂市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

１　地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

那珂市は、稲作を中心に多彩な作物の生産がおこなわれている。農地のうち、水田は約４４．９％を占め、農家一戸当たりの水田経営面積は、１ｈａ未満の小規模農家が約９４％を占めている。

また、農家就業人口及び農家戸数は年々減少し、農業従事者の平均年齢は６５．８歳になっており、高齢化とともに後継者不足が深刻化している。農業者の減少や高齢化が進む中、農地および農業用施設の適切な維持管理が困難になりつつある。

また、水稲以外の作物の生産を増加させるためには、圃場の維持管理及び圃場の整備等が課題となっている。

麦・大豆については、雑草・連作障害・最近の異常気象、また湿害による単収低下及び品質低下が顕著で、これらの克服が課題となっている。

２　高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農家の高齢化や後継者不足に対応し、農業所得の向上および水田農業の発展のため高収益作物や転換作物の導入を推進する。そのため麦・大豆等の転換作物を中心に大規模農家への集積を進める。

現在、市内２地区において、６つの生産組合を設置しブロックローテーションによる麦・大豆作付の取り組みを実施している。しかし、ブロックローテーションに取り組む農家においても高齢化や後継者不足が課題となりつつある。今後は後継となり得る農家の参入を推進し、ブロックローテーションの転換作物等作付面積の拡大やより意欲的な農家の効率性・生産性の向上を支援していく。

３　畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

那珂市では水田が連担する主要な水系において基盤整備事業が実施され、水田機能の向上が図られている。

現在、市内４地区（額田地区・五台地区・木崎地区・瓜連地区）において基盤整備事業が計画・検討されており、用排水路や農道などの整備の予定がある。それにより該当地区においては大規模農家への農地集約や大幅な作業効率の向上が見込まれており、需要に応じて畑作物の導入やブロックローテーションを視野に入れて計画的な作付を推進していく。市内全体においても、連担している圃場の多くは既に基盤整備事業が完了しており、水田として活用されている状況にある。そのため、今後もその水田機能を活かし、生産性の維持向上を目指す。また、畑作物のみを生産し続けている水田について、現地確認時に状況を把握し、畑地化の支援につなげていくとともに、畑地化支援の情報提供など普及啓発を行う。

４　作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

主食用米は、生産数量目標に沿った作付面積を確保するとともに、種子更新１００％や栽培履歴の記帳を確立するなど安全・安心な良食味米の生産を図る。

さらに、既存のカントリーエレベーター等の利用促進により、品質及び集荷率の向上を図り、販売生産体制の整備・強化を図る。

（２）備蓄米

集荷団体と連携し，備蓄米制度の趣旨に基づき県優先枠の確保に努めるとともに、主食用米の需要動向等を注視し，県優先枠の範囲内で畑作物の導入が困難な排水不良田での作付を推進する。

（３）非主食用米

ア　飼料用米

飼料用米は、需要量の減少が続く主食用米の作付転換を促し、地元や近隣の実需者である酪農家と契約し、流通コストの削減に努める。

イ　米粉用米

米の需要拡大及び過剰作付解消の観点から，米粉パン等の加工食品の推進を諮りながら，作付規模の拡大を目指す。

ウ　新市場開拓用米

各種補助事業を活用し、農業者の組織化や輸出提携先と農業者とのマッチング支援、意欲ある農業者の収益力向上に資する設備及び多収性品種等の導入支援を進めるとともに、物流コスト低減試験の実施等、米輸出の産地体制づくりを支援する。

エ　ＷＣＳ用稲

麦、大豆等の連作障害を回避するため、地元畜産農家との連携の推進及び自家利用としての取組を推進する事により需要先を確保し、自給粗飼料の確保のため、作付拡大を図る。

オ　加工用米

加工用米は、ＪＡ以外の出荷業者等への系統出荷が主な需要先（加工米飯、製粉、酒造等の加工業者）であることから、安定した契約数量を確保し生産の拡大を図っていく。

（４）麦、大豆、飼料作物

麦・大豆は、基幹となる畑作物であり、現行の団地による生産体制、二毛作及び連作障害等を回避するためのブロックローテーションを維持するとともに、土地利用集積面積の拡大を図る。

また、地域の出荷業者と連携し、推奨品種（カシマムギ、カシマゴール、ミカモゴールデン、里のほほえみ、納豆小粒）へ転換を図る。

飼料作物については、作付面積の拡大を図る。

飼料作物は、地元畜産農家と連携を推進及び自家利用としての取組を推進するより需要先を確保し、飼料自給率向上につながる取組として作付拡大を図る。

（５）そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持・拡大のため、湿害対策や栽培技術の高位平準化を推進し、品質の向上・作付拡大を図り、所得の向上による経営安定を目指す。

うち、茨城県の特産品となっている常陸秋そばについては、作付面積の拡大を図り、ブランド力を高めるためにも、更なる品質の向上を図るよう推進する。

（６）地力増進作物

ヘアリーベッチ、れんげ、ソルガム、大麦を活用して土壌を改善し、水稲以外の高収益作物を導入することで、所得の向上による経営安定や休耕地の解消を図っていく。

（７）高収益作物等（園芸作物等）

①　野菜

「かんしょ」「レタス」、「ねぎ」、「トマト」、「はくさい」、「キャベツ」、「たまねぎ」、「じゃがいも」、「にんじん」を振興品目（「その他野菜」を含む）とする。

②　豆類

「小豆」、「落花生」、「いんげん」を振興品目（「その他豆類」を含む）とする。

③　加工用青刈り稲・茶

「加工用青刈り稲」、「茶」、「ウコン」を振興品目とする。

④　雑穀

「雑穀」を振興品目とする。

⑤　花き・花木

「シクラメン」、「カーネーション」、「ばら」、「トルコギキョウ」、「チューリップ」、「グラジオラス」、「フリージア」、「しゃくやく」、「菊」を振興品目（「その他花き・花木」を含む）とする。

⑥　果樹

「日本なし」、「うめ」、「りんご」、「もも」、「柿」、「いちじく」、「キウイフルーツ」、「栗」、「ブルーベリー」、「ぶどう」、「ゆず」を振興品目（「その他果樹」を含む）とする。

⑦　湛水性野菜

「れんこん」、「せり」、「クレソン」を振興品目（「その他湛水性野菜」を含む）とする。